

■要介護(要支援)認定を受けていらっしゃる方へ

所得税及び町県民税の年末調整や確定申告のときに提出する「障害者控除」及び「特別障害者控除」用の認定書を交付します。次にあてはまる方で、必要な方は申請してください。

昭和28年1月1日以前に生まれ、平成29年12月31日現在(平成29年中に亡くなられた方)については亡くなられた日現在)要介護(要支援)認定を受けており、障がい程度が一定以上の方。

※申請される方の印鑑をお持ちください。

※認定基準など、詳しく知りたいた方は介護保険係へおいでく

ださい。

※障害者手帳などで控除を受けられる方は、申請の必要はありません。

※認定書は、平成29年分の所得税、平成30年分の住民税の申告のみ使用できます。

申告していただいた結果をもとに、平成30年度の介護保険の自己負担額や保険料などを決定します。

町民税・県民税の課税で負担が変わるものもありますので、忘れず申告してください。

【申請・問い合わせ】

健康福祉課介護保険係
☎ 86-0213

■白鷹ソフト小村入居者募集

- ▼入居対象者 情報産業を営む個人・法人の方、研究開発や起業、新事業の創出、新分野など
- ▼内容 ビジネスオフィス(1戸建) 1棟(2階建約70坪)
- ▼使用料 5万8620円/月
- ▼募集期間 12月12日(火)～12月末

※申込方法など、詳細は町のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

商工観光課商工振興係
☎ 87-0696

障がいを理由とする差別の解消に向けて

— 障がいや障がい者についての理解を深め、「共にこのまちで輝く」—

平成28年4月より「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が施行されました。これに基づき、県民が一体となって「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指します。

《障がいを理由とする差別の例》

- ・お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。
- ・スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。

この事例は、障がいのある人が障がいのない人と違う扱いを受けているので「不当な差別的取扱い」であると考えられます。(ただし、ほかに方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。)

- ・災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

このように、聴覚障がいのある人に声だけで話す、また知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えないことになります。

障がいのある人が困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて行なってもらうことが合理的配慮であり、役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしない」ことも差別となる場合があります。

※障がいなどについて正しい知識と理解を持ち、合理的理由のない差別の解消を図るため、山形県では「心のバリアフリー推進員養成研修会」を開催しています。詳しくは、下記担当へお問い合わせください。

【相談・問い合わせ】

健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111